

## 自主防災会補助金に関する Q&A

### Q1. クレジットカードや電子マネーでの支払いは可能か？

#### A1. 令和6年度より可能とします。

ただしポイントが付与され個人の利益となってしまうことがあるため、会計担当等と相談の上、支払いをするようにしてください。また、領収証等については必ず自主防災会名でもらうようにしてください。

### Q2. 補助金はいつから使えるのか？

#### A2. 令和6年度より活性化補助金については、4月1日以降に購入等をしたものが補助金の対象となります。

資機材・倉庫整備補助金については指定された様式により申請書をご提出いただいた後、市から交付決定通知書を送付しますので、その通知日以降に購入等をしたものが補助の対象となります。通知日以前に購入されたものについては補助の対象となりませんのでご注意ください。

### Q3. 活性化補助金や資機材補助金はどんな事業が対象となるのか？

#### A3. 主な内容をそれぞれ一覧にしましたので参考にしてください。

活性化事業	【○】	【×】
	補助 <b>対象</b> 経費	補助 <b>対象外</b> 経費
防災訓練	燃料、訓練参加者へ配布した飲料（水・お茶等）、 炊出用米、炊出用水、 炊出用食器（皿・箸等）、 車両借上げ料等	米、水以外の炊出用食料品 （具材・みそ汁・のり・梅干等）
研修会等	会議用飲料（水・お茶等）、 資料コピー代、講師謝礼（消防団は準公務員のため対象外）、 会場借上げ料等	酒、ビール券等アルコール類での謝礼、消防団への謝礼、市主催の研修会参加者への参加手当て
防災資機材の維持管理	資機材修繕料（1万円未満）、 軽微な資機材の購入代、備蓄用食糧・水、救急用品等	
その他		資機材、倉庫補助金を受けている事業の経費の自主防負担金部分への充当

#### < 補 足 >

- ・ 飲食に係る経費は補助の対象外です。（但し、炊出用米・水、備蓄用食糧、訓練・会議で配布した飲料は除く。）

資機材整備事業	【○】	【×】
	補助 <b>対象</b> 経費	補助 <b>対象外</b> 経費
無線機 トランシーバー 拡声器 毛布 ベッド 担架 防災衣類 消火用ホース 消火用ホース格納箱 可搬ポンプ用品 消火器 消火器格納箱 救急用品 発電機 発電機用台車 サーチライト 投光器 照明用三脚 消毒用機材 濾水器 濾水器用カートリッジ 給水タンク キャンバス水槽 受水槽 給水ポンプ チェーンソー エンジンカッター ゴムボート 一輪車 リヤカー 脚立 梯子 防災用テント用品 チルホール 仮設トイレ 自炊用品 その他市長が特に認める防災資機材	左欄に掲げる資機材の購入に要する経費（その額が1万円以上のものに限る。）及び購入に伴い発生する工事費（上限100千円）	左欄に掲げる資機材以外の購入、購入に伴い発生する工事費および修繕に要する経費 （例：草刈機など）
	左欄に掲げる資機材の修繕に要する経費（その額が1万円以上のものに限る）	

#### Q4. 活性化補助金で1万円を超える資機材の購入をしたいが可能か？

A4. 活性化補助金の交付の目的上、1万円を超える資機材については、原則として資機材補助金（次年度）での購入をお願いします。 但し、緊急を要するものについては、購入の前に、別途地域防災課にご相談ください。

#### Q5. 活性化事業の実績額が交付決定金額に満たなかった場合、補助金額はどうなるか？

A5. 実績金額の千円未満を切り捨てた額が補助金額になります。

#### Q6. 資機材・倉庫事業で事業費に増額（または減額）が発生した場合、補助金額はどうなるか？

A6. 補助金額は交付決定時の金額を上限としますので、事業費が増えても補助金額は増額しません。しかし、事業費が減った場合については、事業費に応じて補助金は減額します。（20%以上の補助金額減額については変更手続きが必要になりますので、地域防災課までご連絡ください。）

#### Q7. 補助金を概算払いで請求できるか？

A7. 資機材・倉庫の補助金に限り、概算払いでの支払が可能です。希望する場合は地域防災課へご連絡ください。